

■指定の目的

牛妻地区では、水辺の楽校の運営や堤防・高水敷の維持管理など、長年に渡り地域が主体となって魅力づくりに取り組んできた。特に、うしづま水辺の楽校は、子どもが安心して川遊び・自然体験ができる貴重な空間として、運営を継続し、様々なイベントや自然学習の場として活用することが期待されている。

地域主体による水辺利用の推進には、安定した活動体制と資金の確保が課題となるため、河川空間のオープン化制度を活用し、活動団体自らが収益を得ながら施設運営を実施できるよう、「都市・地域再生等利用区域」に指定する。

■利用区域（位置）

うしづま水辺の楽校

■営業活動の内容

飲食・物販、屋外広告物（協賛企業看板）の掲出

■占用施設種類

駐車場、トイレ、休憩所、売店、看板等

■占用主体

静岡市

■施設使用者

賤機中学区自治会連合会 ※静岡市と維持管理協定を締結

今後の取組スケジュールについて

（１） 第１回「牛妻地区水辺利用調整協議会」（５月23日実施）

- ・水辺利用についての地域の合意形成の場となる協議会を設立
- ・今後の取組方針について確認

（２） 社会実験による収益事業の試行 （７月17日～８月27日実施）

- ・水辺の楽校開校期間中において、売店やスポンサー看板の設置等を実施
- ・課題整理、イベント収益と年間の運営費用の状況を確認

（３） 第２回「牛妻地区水辺利用調整協議会」（11月30日実施）

- ・社会実験の取組結果の報告
- ・水辺利用による地域活性化の方針（利用範囲や実施内容等）を決定

（４） 「都市・地域再生等利用区域」の指定 （令和６年６月末頃）

- ・静岡市から河川管理者（国）に対し、指定の要望を提出（令和６年３月８日提出）
- ・河川管理者（国）が「都市・地域再生等利用区域」の指定・公表

（５） 占用許可の申請・使用契約の締結 （区域の指定後）

- ・静岡市から河川管理者（国）に対し、河川占用許可を申請
- ・占用主体となる静岡市と連合自治会の間で使用契約（協定書）を締結

（６） 制度に則ったイベント等の実施 （令和６年度～）

- ・水辺利用調整協議会を適宜開催し、水辺利用に関する検討調整を継続的に実施

河川敷地占用許可準則の緩和（河川空間のオープン化）

占用許可の緩和

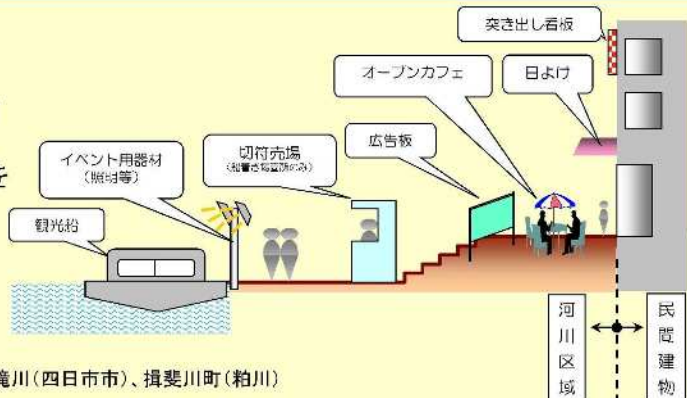
平成23年3月の準則改正により、全国の河川で民間事業者が、飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場等を設置することが可能に！

■都市・地域再生等利用区域

河川敷地占用許可準則 第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、指定。

【中部地整管内：6箇所】

- ・直轄：狩野川（沼津市）、大井川（島田市）、豊田市（矢作川）
- ・補助：都田川（浜松市）、乙川（岡崎市）、堀川（名古屋市）、三滝川（四日市市）、揖斐川町（粕川）



水辺の利用は「ダメ！ダメ！」から、「やれるかも！」へ。

<旧来の規制>

<規制緩和で>

主体は公的機関に限定。
公共性、公益性が重視されていた。

飲食施設 No
民間施設 No

民間の参入が可能。
カフェ施設やイベント実施などが可能に。

イベント OK!
オープンカフェ OK!
売店 OK!
船上食事施設 OK!
川床 OK!

オープンカフェ（堀川・名古屋市）



14

都市・地域再生等利用区域における占用許可手続の流れ

